

## IV 車両管理等

1. 整備管理者制度の目的
2. 整備管理者の選任
3. 整備管理者の選任届等
4. 整備管理者の資格要件
5. 整備管理者の補助者の選任
6. 整備管理者の兼職及び外部委託
7. 整備管理者の職務権限
8. 整備管理規程
9. 整備管理者の研修
10. 整備管理者の業務
11. 日常点検について
12. 定期点検整備

## 1 整備管理者制度の目的

整備管理者制度は、本来、使用者が道路運送車両法(以下「車両法」という。)第47条の規定等に基づき、その使用する自動車の点検及び整備並びに車庫の管理について、自主的に安全確保及び環境保全を図るための注意を払うべきであるものの、

- ・使用する自動車の台数が多い場合には、使用者自らが点検・整備について管理することが困難になり、管理・責任体制が曖昧になるおそれがあること
- ・大型バスのような車両構造が特殊な自動車で、事故の際の被害が甚大となる自動車を用いる場合には、専門的知識をもって車両管理を行う必要があること

等から、整備管理者を選任し、使用者に代わって車両管理を行うことにより、点検・整備に関する管理・責任体制を確立し、自動車の安全確保、環境保全を図るために設けられているものであります。

## 2 整備管理者の選任

貨物自動車運送事業者は、次の車両数以上の自動車の使用の本拠ごとに整備管理者を選任しなければなりません。(車両法第50条)

ア 一般貨物自動車運送事業	乗車定員10人以下の自動車5両以上
イ 特定貨物自動車運送事業	乗車定員11人以上の自動車1両以上
ウ 貨物軽自動車運送事業	乗車定員10人以下の自動車5両以上 自動車10両以上

## 3 整備管理者の選任届等

貨物自動車運送事業者は、整備管理者を選任したとき又はこれを変更したときは地方運輸局(支局长経由)に届け出なければなりません。(車両法第52条)

### (1) 選任届

選任の届け出は、事業者が選任してから15日以内となっております。

選任届書には、次の事項を記載しなければなりません。(車両法施行規則第33条)

- ア 届出者の氏名又は名称及び住所
- イ 届出者が自動車運送事業者であるかどうかの別
- ウ 自動車の使用の本拠の名称及び位置
- エ 車種別の自動車数(車両法施行規則第31条の3各号の区分)
- オ 整備管理者の氏名及び生年月日
- カ 資格要件
- キ 整備管理者の兼職の有無(兼職がある場合は、その職名及び職務内容)

※選任届出の際には、整備管理規程の提示が必要となります。

### (2) 変更届

変更の届け出は、15日以内となっております。

次に掲げる事項に変更がある場合には、変更の届け出をしなければなりません。

- ア 届出者の氏名又は名称及び住所
- イ 届出者が自動車運送事業者であるかどうかの別
- ウ 自動車の使用の本拠の名称及び位置
- エ 整備管理者の氏名及び生年月日
- オ 整備管理者の兼職の有無(兼職がある場合は、その職名及び職務内容)

### (3) 廃止届

廃止の届け出は、30日以内となっております。

整備管理者の選任が不必要となった場合、退職・転任等で整備管理者でなくなった場合、廃止の届け出をしなければなりません。

## 4 整備管理者の資格要件

貨物自動車運送事業者は、整備管理者を選任したとき又はこれを変更したときは地方運輸局(支局長経由)に届け出なければなりません。(車両法第52条)

### (1) 資格要件

整備管理者として選任できる資格要件は、次のいずれかの者となっております。(車両法施行規則第31条の4)

- ア 整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車の点検、若しくは整備又は整備の管理に関して2年以上実務の経験を有し、地方運輸局長が行う研修を修了した者であること。
- イ 自動車整備士技能検定規則(昭和26年運輸省令第71号)の規定による1級、2級又は3級の自動車整備士技能検定に合格した者であること。
- ウ 前号に掲げる技能と同等の技能として国土交通大臣が告示で定める基準以上の技能を有すること。

### (2) 整備管理者になれない者

地方運輸局長の解任命令を受け、解任の日から2年を経過しない者は整備管理者になれません。(車両法施行規則第33条第2項)

(記載例) 整備士資格の場合

整理番号

整備管理者(選任・変更・廃止)届出

東北運輸局長 殿

令和 2 年 4 月 6 日

道路運送車両法

整備管理者を(選任・変更・廃止)したので届け出ます。

届出者の氏名又は名称

国土交通株式会社

営業所名ではなく  
会社名で届出

届出者の住所及び電話番号

東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL

( )

TEL 03 - 5253 - xxxx

整備管理者の変更又は  
解任の場合に記入

※ 太枠の欄は、必ず記入し、その他の欄は、該当する場合記入すること。

選任(解任)年月日	令和 2 年 4 月 1 日		変更・廃止の事由	交代・退職・死亡・解任・その他( )		
整備管理者氏名	(ふりがな) みやぎ たろう 宮城 太郎			生年月日	昭和 51 年 3 月 31 日満 40 才	
使用の本拠	名称	仙台営業所 TEL 022 - 235 - 2517		位置	仙台市宮城野区扇町三丁目3-15	
事業の種類等 (車両数)	業態	車種	台数	業態	車種	
	事業用 (緑ナンバー車)	バス		自家用 (白ナンバー車)	11人以上	
		ハイ・タク			11人未満	
		トラック	8トン以上	10	バス(レンタカー以外)	30人以上
			8トン未満			30人未満
		軽貨物			トラック、その他(8トン以上)	
	事業用合計	10	自家用合計			
兼職の有・無	無・有	職名	営業係長	職務内容	一般事務	
道路運送車両法第53条の規定による解任の有無			無・有(年月日)			
資格要件	1. 点検又は整備の経験 2. 整備管理者の経験 3. 整備士資格 4. 整備管理の経験 5. その他( )					
整備士資格	種類	二級ガソリン	合格年月日	平成11年3月20日	合格証書番号 仙二か第9999号	
実務経験	年月から	年月まで	事業場名	所在地	業務内容	
整備管理者として選任される_____は、上記事業場において上記の業務を行っていたことを証明します。						
事業主の確認						
事業者住所氏名(名称・代表者名)			(押印又は署名)			
委嘱	代務者又は整備責任者氏名				職名	
	所属事業主同意		当事業場の上記_____が上記使用の本拠の整備管理者になることに同意します。			
			なお、当事業場との距離は、約_____kmで、移動所要時間は、約_____分です。			
			事業者住所氏名(名称・代表者名)		(押印又は署名)	
既に整備管理者に選任されている本拠	名称		位置	選任される整備管理者の直筆署名又は認印		
被選任者の同意	私は、本届出書に記載している経験又は資格を有しているとともに、解任命令に基づく解任の日から2年(道路運送車両法第53条の規定による解任の有無)又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあっては、5年)を経過していない者ではないことを認め、整備管理者としてその業務を遂行することに同意します。					
備考	交代の場合は前任の整備管理者名を記載 前管理者名(仙台 四郎)					
注意事項	1. この届出書は整備管理者を選任(変更・廃止)するたびに提出すること。 2. 整備管理者1名ごとに一葉とすること。 3. 自動車整備士技能検定に複数合格している者は、自動車整備士検定規則第2条に規定する整備士資格の場合は合格証書のコピーを添付(提出) 4. 届出事項に変更があった場合は、その日から15日以内に届け出し、変更事項の届出時には、必ず整備管理規程を提示(内容を確認したら返却します)。 5. 「事業の種類等(車両数)」の欄は、選任に係る使用の本拠において、該当する車両数を記入すること。(届出者の使用する全車両数ではない。) 6. 「所属事業主同意」の欄には、整備管理者が属する事業所の名称を記入すること。 7. 「事業主の確認」の欄には、整備管理者が業務を行っていたことを証明した後、届出時に提出すること。 8. 「被選任者の同意」の欄には、選任される者本人が内容を確認したら返却します。					

## (記載例)選任前研修受講+実務2年以上の場合

整理番号

東北運輸局長 殿

令和 2 年 4 月 6 日

道路運送車両法

届出者の氏名又は名称

(例)新たに選任→「選任」  
交代(Aさん→Bさん)→「変更」  
解任→「廃止」…を選択

整備管理者を(選任・変更・廃止)したので届け出ます。

国土交通株式会社

営業所名ではなく  
会社名で届出

届出者の住所及び電話番号

東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL

整備管理者の変更又は  
解任の場合に記入

TEL 03 - 5253 - XXXX

※ 太枠の欄は、必ず記入し、その他の欄は、該当する場合記入すること。

選任(解任)年月日	令和 2 年 4 月 1 日		変更・廃止の事由	交代・退職・死亡・解任・その他( )		
整備管理者氏名	(ふりがな) みやぎ たろう 宮城 太郎			生年月日	昭和 平成 51 年 3 月 31 日満 40 才	
使用の本拠	名称	仙台営業所 TEL 022 - 235 - 2517		位置	仙台市宮城野区扇町三丁目3-15	
事業の種類等 (車両数)	業態	車種	台数	業態	車種	
	事業用 (緑ナンバー車)	バス		自家用 (白ナンバー車)	11人以上	
		ハイ・タク			11人未満	
		トラック	8トン以上	10	バス(レンタカー以外)	30人以上
			8トン未満			30人未満
		軽貨物			トラック、その他(8トン以上)	
	事業用合計	10		自家用合計		
兼職の有・無	無・有	職名	営業係長	職務内容	一般事務	
道路運送車両法第53条の規定による解任の有無			無・有(年月日)			
資格要件	① 点検又は整備の経験 ② 整備管理者の経験 ③ 整備士資格 ④ 整備管理の経験 ⑤ その他( )					
整備士資格	種類	実務経験の業務内容に応じて、 1. 2. 又は4. から選択		合格証書番号		
実務経験	年月から	年月まで	事業場名	在地	業務内容	
	H17.6	R2.3	コクド貨物(株) 山形営業所	山形市大字漆山行段1422-1	車両の点検、整備	
			実務経験が2年未満の場合は選任不可			
事業主の確認	整備管理者として選任される 宮城 太郎 は、上記事業場において上記の業務を行っていたことを証明します。					
	事業者住所氏名(名称・代表者名)		山形市大字漆山行段1422-1 コクド貨物株式会社 代表取締役 国土 一郎 (押印又は署名)			
委嘱	代務者又は整備責任者氏名			職名	働いていた会社の代表者の証明(支店長・支社長・営業所長の証明は不可) 代表者印を押印(会社印は不可)	
	所属事業主同意	当事業場の上記 が上記使用の本拠の整備管理者になることに同意します。				
		なお、当事業場との距離は、約 kmで、移動所要時間は、約 分です。				
		事業者住所氏名(名称・代表者名)		(押印又は署名)		
既に整備管理者に選任されている本拠	名称	位置	選任される整備管理者の直筆署名又は認印			
被選任者の同意	私は、本届出書に記載している経験又は資格を有しているとともに、解任命令に基づく解任の日から2年(道路運送車両法 第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあっては、5年)を経過していない者ではないことを認め、整備管理者としてその業務を遂行することに同意します。					
備考	交代の場合は前任の整備管理者名を記載 前管理者名( 仙台 四郎 )					
注意事項	1. この届出書は整備管理者を選任(変更・廃止)するたびに提出すること。 2. 整備管理者1名ごとに一葉とすること。 3. 自動車整備士技能検定に複数合格している者は、自動車整備士検定規則第2条に規定する整備士資格の場合は合 格証書のコピーを添付(提出) 4. 届出事項に変更があった場合は、その日から15日以内に届け出し、変更事項 5. 「事業の種類等(車両数)」の欄は、選任に係る使用的本拠において、該当する 属する車両数を記入すること。(届出者の使用する全車両数ではない。) 6. 「所属事業主同意」の欄には、整備管理者が属する事業所の 7. 「事業主の確認」の欄には、整備管理者が業務を行っていた事 8. 「被選任者の同意」の欄には、選任される者本人が内容を確認したら返却します。					

## 整備管理者選任届の提出部数について

【宮城県トラック協会の会員事業者の場合】

届出書(3部) + 整備管理者選任前研修受講証明書の写し(1部) + 整備管理規程(1部)

【上記以外の場合】

届出書(2部) + 整備管理者選任前研修受講証明書の写し(1部) + 整備管理規程(1部)

\*届出書のうち1部は、控えとしてお返しします。

\*整備管理規程は内容を確認後、お返しします。

## 郵送で届出する場合の注意点

返信用封筒(返送先を記入し、必要な切手を貼付したもの)を同封してください。郵便料金不足の場合は、「不足分受取人払い」にて返送しますのでご了承ください。

整備管理規程の返送が必要な場合は、その旨を記載の上、整備管理規程の重さも加味した料金分の切手を返信用封筒に貼付してください。特に記載が無い場合は返送しませんのでご了承ください。

\*記載内容や添付書類に不備がある場合は、不備が解消されるまで受付できませんのでご注意ください。

## その他

「選任予定」での届出は受付できません。選任されてからの届出になりますのでご注意ください。

(例)「選任(解任)日が10月1日」の届出を、9月30日以前に受付することはできません。

## 5 整備管理者の補助者の選任

整備管理者の補助者は、整備管理者自ら業務を行うことができない場合に選任することができます。選任する場合は、業務の遂行にかかる基準を定めなければなりません。

業務の執行にかかる基準は、以下の条件を満足し、かつ、条件を満足していることが整備管理規程により担保されていなければなりません。

- (1) 補助者は、「整備管理者の資格要件を満足する者」又は「整備管理者が研修等を実施して十分な教育を行った者」から選任されていること。
- (2) 補助者の氏名及び補助する業務の範囲等が明確であること。
- (3) 整備管理者が、補助者に対して下表に基づいて研修等の教育を行うこと。

教育をするとき	教育の内容
1 補助者を選任するとき	<ul style="list-style-type: none"><li>・整備管理規程の内容</li><li>・整備管理者選任前研修の内容</li><li>(整備管理者の資格要件を満足する者に対しては実施しなくてもよい)</li></ul>
2 整備管理者が整備管理者選任後研修を受講したとき	<ul style="list-style-type: none"><li>・整備管理者選任後の研修の内容</li><li>(他の営業所において整備管理者として選任されている者に対しては実施しなくてもよい)</li></ul>
3 整備管理規程を改正したとき	<ul style="list-style-type: none"><li>・改正後の整備管理規程の内容</li></ul>
4 行政から情報提供を受けたとき、その他必要なとき	<ul style="list-style-type: none"><li>・行政から提供された情報等、必要な内容</li></ul>

- (4) 整備管理者が、業務の遂行に必要な情報を補助者にあらかじめ伝達しておくこと。
- (5) 整備管理者が、業務の遂行結果について、補助者から報告を受け、また必要に応じて結果を記録・保存すること。

## 6 整備管理者の兼職及び外部委託

整備管理者の(他の営業所との)兼職については、法規上の規制はありませんが、管理を適切に行うことが出来ないようであれば、事業用自動車の使用の本拠地ごとに選任しなければなりません。

外部への委託については、事業者の責任のもと適切に整備管理を行うことができる体制を整備するため、禁止されています。ただし、一定の条件を満たすグループ企業については、特例として外部委託が認められています。

(※一定の条件を満たすグループ企業とは、委託先と委託元が親会社と子会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社)

## 7 整備管理者の職務権限

整備管理者は、点検・整備等の責任者として事業者からその職務を執行するために必要な権限を与えられていなければなりません。これが行われていないときは、整備管理者の選任を義務付けた意味がなくなってしまいます。

このため、整備管理者として選任されると同時に、事業者から「自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理するために必要な権限」が与えられることになります。

### 整備管理者の権限等(車両法施行規則第32条第1項)

- ① 日常点検の実施方法を定めること。
- ② 日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定すること。
- ③ 定期点検を実施すること。
- ④ 随時必要な点検を実施すること。
- ⑤ 日常点検、定期点検及び随時必要な点検の結果、必要な整備を実施すること。
- ⑥ 点検及び⑤の整備の実施計画を定めること。
- ⑦ 点検整備記録簿、その他の点検及び整備に関する記録簿を管理すること。
- ⑧ 自動車車庫を管理すること。
- ⑨ 運転者、整備員その他の者を指導し、又は監督すること。

## 8 整備管理規程

整備管理者は、その業務内容、地位等を明示することにより自主的な車両管理体制を確立するため、整備管理者の業務として、整備管理者の権限等に掲げる事項の執行に係る基準に関する事を定めた整備管理規程を策定しなければなりません。

当該整備管理規程には、整備管理者の権限等に基づく業務が明記されていることが最低限必要であり、それに加えて、いかなる権限を付与するか等については事業者の実情をよく考慮しなければなりません。

また、整備管理規程は可能な限り具体的に記述されていることが必要であり、形式的に記載す

ることで事足りるとすることのないよう留意する必要があります。

さらに、整備管理者は、整備管理規程に基づき、その業務を行わなければならないことを明記していることから、違反事実が発覚した場合には車両法第53条に基づく解任命令が発令されることとなりますので、事業者は選任後も常に指導監督を怠ってはなりません。

## 9 整備管理者の研修

事業者は、選任した整備管理者であって、次に掲げる者に地方運輸局長が行う研修を受けさせなければなりません。なお、研修についての通知がないため、研修を逃す事が無いように、研修受講について確実に管理しなければなりません。

(1) 新たに選任された整備管理者

(選任した翌年度の末日までに、当該研修を受けなければならぬ。)

(2) 最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者

(最後に研修を受けた年度の翌々年度末までに、当該研修を受けなければならぬ。)

### 整備管理者研修手帳の配布について

平成30年6月27日、国土交通省令第51号の改正により、今後、整備管理者選任後研修については、開催通知を行わない方針になったことに伴い、宮城県トラック協会では受講漏れ防止等のため希望者に「整備管理者研修手帳」を作成配布しております。

詳細については[「宮城県トラック協会ホームページ」](#)をご覧ください。

## 10 整備管理者の業務

(1) 整備管理者の業務内容

(※107ページ別紙1 参照)

## 11 日常点検整備について

### (1) 日常点検整備

自動車運送事業者の自動車の使用者又はこれらの自動車を運転する者は、日々の自動車の安全を確保するため、1日1回、その運行の開始前において、日常点検を行わなければならぬこととなっています。(車両法第47条の2)

整備管理者は、運転者に日常点検表等をもとに、点検箇所、点検の方法、点検結果の判定について教育する必要があります。

また、整備管理者は、運転者に日常点検を実施させ、その結果を報告させることにより自動車の状態を確認し、運行が可能かどうかを決定します。

なお、不具合箇所が報告されたときは、その状態を修復させるための整備を行った後に運行させますが、整備の間に運行の停止等が生じますので、運行管理者との連携を密にすることが重要であります。

### (2) 日常点検の順序

日常点検は、効率の良い方法で行えば、決して面倒なものではありません。次ページに記載のような順序で実施しましょう。

●毎回点検する項目 ○適切な時期に点検する項目 ○エア・ブレーキ車の点検項目

①点検前に

- 前日までの異状箇所をチェック

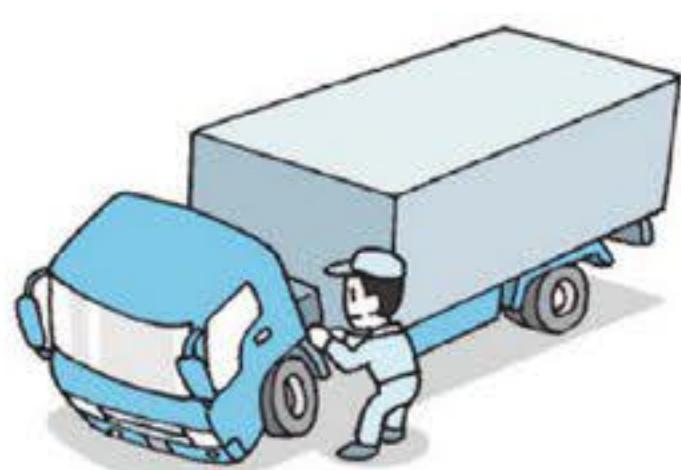
②車のまわりを一周しながら



- タイヤの空気圧をチェック
- タイヤの亀裂・損傷・異状摩耗をチェック
- タイヤの溝の深さをチェック
- ディスク・ホイールの取付状態をチェック  
(車両総重量8トン以上の貨物自動車が対象)
- 冷却水量をチェック
- ブレーキ液量をチェック
- エンジン・オイル量をチェック
- バッテリ液量をチェック
- エア・タンクの凝水をチェック

③キャブをティルトして

- ファン・ベルトの張り・損傷をチェック

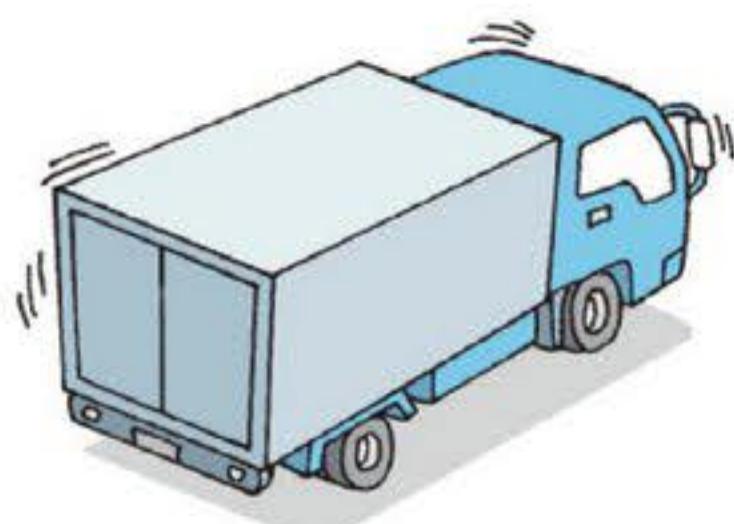


④キャブをおろし運転席に座って



- パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろをチェック
- ウィンド・ウォッシャの液量・噴射状態をチェック
- ワイパーの拭き取り状態をチェック

⑤エンジンを始動して



- エンジンのかかり具合・異音をチェック
- エンジンの低速・加速の状態をチェック
- 空気圧の上昇具合をチェック
- ランプ類の点灯・点滅、汚れ、損傷状態をチェック
- ブレーキ・ペダルの踏みしろ・効き具合をチェック
- ブレーキ・バルブからの異音をチェック
- ブレーキ・チャンバーのロッドのストロークをチェック
- ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間をチェック

### (3) 自動車点検基準

昭和26年8月10日運輸省令第70号

第1条 道路運送車両法第47条の2第1項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(※108ページ別紙2 参照)

#### ※日常点検時の注意点

- ① 平たんな場所で行う
- ② タイヤに輪止めをかける
- ③ パーキング・ブレーキを確実に効かせ、ギヤをニュートラルにする
- ④ エンジンを止め、スターターキーを必ず抜き取る
- ⑤ 走行直後の点検はやけどをするおそれがあるので、エンジンなどが冷えた状態で行う
- ⑥ キャブをティルトする時は操作手順に従って行う
- ⑦ 吸気ダクトには物を落とさないように注意する
- ⑧ エンジンの上に乗るときは、パイプ類、エア・クリーナなどの補機類に足を掛けないようにする
- ⑨ 点検、手入れ終了後は、エンジン・ルーム内にウエス(布)など燃えやすい物や工具などの置忘れがないか、点検する
- ⑩ 最後に全体を見渡して、オイル漏れ、液漏れ及び水漏れがないか、必ず点検する

## 12 定期点検整備

### (1) 定期点検整備

自動車は、運行することによって各部品・装置に衝撃をうけ、材質の疲労による損傷、締め付け部のゆるみ、取り付け部の脱落、経年変化による部材の劣化等が起きてその状態が変化します。

この状態の変化を放置すると、これに伴う事故、路上故障の発生が危惧され、車両故障の内容によっては、社会的大事故となるおそれもあります。

特に、高速道路における高速走行時の車両故障は、大事故となる危険性を秘めており、また、道路上での立ち往生は、他の交通の障害となるばかりでなく、二次災害事故を誘発する原因にもなります。

さらに、交通渋滞及び都市部への交通の集中化は、大気汚染等、公害問題としてクローズアップされています。

定期点検整備は、このようなことを防ぐため、使用過程における自動車を一定の期間毎(事業用等は、3ヶ月、12ヶ月)に点検・整備することであり、点検の内容等が法令に示されています。(車両法第48条)

また、貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則により自動車構造及び装置並びに道路の状況、走行距離等の使用条件を考慮して、定期点検基準を作成し、これに基づき点検・整備を確実に実施しなければなりません。

定期点検整備を実施したときは、

- ① 点検の年月日
- ② 点検の結果
- ③ 整備の概要
- ④ 整備を完了した年月日
- ⑤ その他国土交通省令で定める事項
  - ・自動車登録番号又は車体番号
  - ・点検又は分解整備時の総走行距離
  - ・点検又は整備を実施した者の氏名又は名称及び住所を点検整備記録簿に記載し、1年間保存しなければなりません。(車両法第49条)

なお、自動車の維持管理を適切に継続していくためにも、この記録簿を可能な限り長期間保存し、自動車の「生涯記録簿」として活用することが望まれます。

## (2) 定期点検基準

第2条 道路運送車両法第48条第1項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。  
 (※109ページ別紙3 参照)



## 整備管理者の業務内容

管理の分類	業務項目	業務内容
車両の管理	整備管理	1 日常点検のこと (1) 日常点検の実施方法の決定 (2) 日常点検の実施項目及び点検表の決定 (3) 日常点検の実施方法の指導・教育 (4) 日常点検に基づく運行の可否の決定 (5) 点検結果に基づく整備内容等の指示
		2 定期点検整備のこと (1) 定期点検整備の実施項目の決定 (2) 定期点検整備実施計画の作成 (3) 点検整備記録簿の管理 (4) 定期点検整備の実施場所の決定 (5) 整備要員の指導監督
		3 隨時必要な整備のこと（臨時整備） (1) 臨時整備等の報告様式の作成 (2) 臨時整備の統計・分析 (3) 臨時整備等の再発防止対策の検討 (4) 定期点検整備への反映
		4 外注のこと (1) 外注先の決定 (2) 納品検査の実施方法の決定 (3) 外注工場の指導監督
		1 品質管理 (1) 品質規格の決定及び指示徹底 (2) 台帳の作成
	燃料・タイヤ・油脂管理	2 使用実績（の把握） (1) 統計の作成 (2) タイヤ使用寿命の検討
		3 使用基準の作成 (1) タイヤ空気圧・位置交換等の基準の決定と処理 (2) 潤滑油等の交換・補給基準の決定と処理 (3) 確認方法の決定
	部品・資材管理	1 品質管理 (1) 品質規定の決定 (2) 部品・資材台帳の作成 (3) 納品検査の実施
		2 部品使用実績の把握 (1) 受払方法の決定 (2) 重要保安部品等使用寿命統計表の作成 (3) その他部品使用寿命の検討
		3 需給計画と保安管理 (1) 保管、管理の方法の決定 (2) 受払簿の作成と整理 (3) 整備計画と需給調整
故車対応策事	事故処理体制及び事故警報	(1) 現地調査要領の作成 (2) 事故の記録 (3) 事故防止対策
使用の管理	1 車両使用成績のこと 2 車両の代替のこと 3 車両検査のこと	(1) 走行糸あたりの燃料・油脂消費率、タイヤ費及び整備費の把握 (2) 運行三費の軽減対策の検討 (3) 整備代車率、実働率の把握  (1) 車両使用実績との検討 (2) 車両償却の把握 (3) 車両の代替時期の検討 (4) 車両仕様の検討による車種の決定  (1) 車両台帳の作成 (2) 車検時期の把握 (3) 車検必要経費（保険・重量税等）の把握
	1 車両収容能力の検討 2 点検施設の検討 3 洗車・排水施設の整備 4 床面及び車庫の整備	(1) 保有車両の完全収容 (2) 将来における事業計画との関係  (1) 点検施設の整備 (2) 点検場及び収容時の車両距離の検討  (1) 能率的洗車施設の整備 (2) 排水施設の管理 (3) 洗車場の舗装整備  (1) 床面舗装の管理 (2) 上屋車庫の整備と管理

## 自動車点検基準

第1条 (日常点検基準) 道路運送車両法第47条の2第1項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、該当各号に定めるとおり

別表第1 (第一条関係) 事業用自動車、自家用貨物自動車等の日常点検基準

点検箇所	点検内容
1 ブレーキ	1 ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること。
	2 ブレーキの液量が適当であること。
	3 空気圧力の上がり具合が不良でないこと。
	4 ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。
	5 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。
2 タイヤ	1 タイヤの空気圧が適当であること。
	2 亀裂及び損傷がないこと。
	3 異状な摩耗がないこと。
	4 溝の深さが十分であること。 (※1)
	5 ディスク・ホイールの取付状態が不良でないこと。 (※2)
3 バッテリ	液量が適当であること。 (※1)
4 原動機	1 冷却水の量が適当であること。 (※1)
	2 ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと。 (※1)
	3 エンジン・オイルの量が適当であること。 (※1)
	4 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。 (※1)
	5 低速及び加速の状態が適当であること。 (※1)
5 灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。
6 ウィンド・ウォッシャ及びワイパー	1 ウィンド・ウォッシャの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。 (※1)
	2 ワイパーの払拭状態が不良でないこと。 (※1)
7 エア・タンク	エア・タンクに凝水がないこと。
8 運行において異状が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと。

(注) (※1)印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

(※2)印の点検は、車両総重量8t以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

(参考・トレーラの日常点検基準)

点検箇所	点検内容
1 ブレーキ	1 ブレーキのきき具合
	2 ブレーキ・チャンバのロッドのストローク (※1)
	3 ブレーキ・ドラムとライニングのすき間 (※1)
2 タイヤ	1 空気圧が適正で、亀裂・損傷・異状摩耗がないこと。
	2 溝の深さが十分であること。 (※1)
	3 ディスク・ホイールの取付状態が不良でないこと (※2)
3 灯火装置・反射器	点灯・点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ・損傷がないこと。 (方向指示器・車幅灯・尾灯・後退灯・番号灯・後部反射器)
4 エア・タンク	エア・タンクに凝水がないこと。

## 定期点検基準

第2条 法第48条第1項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

1 法第48条第1項第1号に掲げる自動車（被牽引自動車を除く）

点検整備項目		点検時期	
点検箇所	点検項目	3月毎	12月毎
かじ取り装置	ハンドル 操作具合		●
	ギア・ボックス 油漏れ 取付けの緩み		●
			●
	ロッド及びアーム類 緩み、がた及び損傷（※2） ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂及び損傷	●	●
			●
	ナックル 連結部のがた（※2）	●	●
	かじ取り車輪 ホイール・アライメント		●
	パワーステアリング装置 ベルトの緩み及び損傷 油漏れ及び油量（※2） 取付けの緩み	●	●
		●	●
制動装置	ブレーキ・ペダル 遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間 ブレーキの効き具合	●	●
		●	●
	駐車ブレーキ機構 引きしろ ブレーキの効き具合	●	●
		●	●
	ホース及びパイプ 漏れ、損傷及び取付状態	●	●
	リザーバ・タンク 液量	●	●
	マスター・シリンダ、 ホイール・シリンダ 及びディスク・キャリパー 機能、摩耗及び損傷		●
	ブレーキ・チャンバー ロッドのストローク 機能	●	●
			●
	ブレーキ・バルブ、 クイック・レリーズ・バルブ及びリレーバルブ 機能		●
	倍力装置 エア・クリーナの詰まり 機能		●
			●
	ブレーキ・カム 摩耗		●
	ブレーキ・ドラム 及びブレーキ・シュー ドラムとライニングのすき間 シューの摺動部分及びライニングの摩耗（※2） ドラムの摩耗及び損傷	●	●
		●	●
			●
	バック・プレート バック・プレートの状態		●
	ブレーキ・ディスク 及びパッド ディスクとパッドとのすき間（※2） パッドの摩耗（※2） ディスクの摩耗及び損傷	●	●
		●	●
			●

点検箇所		点検項目	3月毎	12月毎
制動装置	センタ・ブレーキ・ドラム 及びライニング	ドラムの取付けの緩み	●	●
		ドラムとライニングとのすき間	●	●
		ライニングの摩耗		●
		ドラムの摩耗及び損傷		●
	二重安全ブレーキ機構	機能		●
走行装置	ホイール	タイヤの状態 (※2)	●	●
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	●	●
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷 (※3)		●
		リム、サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷		●
		フロント・ホイール・ベアリングのがた (※2)	●	●
		リア・ホイール・ベアリングのがた		●
緩衝装置	リーフ・サスペンション	スプリングの損傷	●	●
		取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷		●
	コイル・サスペンション	スプリングの損傷		●
		取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷		●
	エア・サスペンション	エア漏れ	●	●
		ベローズの損傷 (※2)	●	●
		取付部及び連結部の緩み及び損傷 (※2)	●	●
		レベリング・バルブの機能		●
	ショック・アブソーバー	油漏れ及び損傷	●	●
動力伝達装置	クラッチ	ペダルの遊び及び切れたときの床板とのすき間	●	●
		作用	●	●
		液量	●	●
	トランスミッション及びトランスマフ	油漏れ及び油量 (※2)	●	●
	プロペラ・シャフト 及びドライブ・シャフト	連結部の緩み (※2)	●	●
		自在継手部のダスト・ブーツの亀裂及び損傷		●
		継手部のがた		●
		センタ・ベアリングのがた		●
	デファレンシャル	油漏れ及び油量 (※2)	●	●
電気装置	点火装置	点火プラグの状態 (※2) (※4)	●	●
		点火時期	●	●
		ディストリビュータのキャップの状態		●
	バッテリ	ターミナル部の接続状態	●	●
	電気配線	接続部の緩み及び損傷	●	●
原動機	本体	エア・クリーナ・エレメントの状態 (※2)	●	●
		低速及び加速の状態	●	●
		排気の状態	●	●
		シリンドラ・ヘッド及びマニホールド各部の締付状態		●
	潤滑装置	油漏れ	●	●

点検箇所		点検項目	3月毎	12月毎	
原動機	燃料装置	燃料漏れ	●	●	
	冷却装置	ファン・ベルトの緩み及び損傷 水漏れ	● ●	●	
ば 有い 害煙 な ガ 悪 ス臭 等の のあ る發 散ガ 防ス 止裝 置	ブローバイ・ガス還元装置	メターリング・バルブの状態		●	
		配管の損傷		●	
	燃料蒸発ガス排出抑止装置	配管等の損傷		●	
		チャコール・キャニスターの詰まり及び損傷		●	
		チェック・バルブの機能		●	
		触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み及び損傷		●	
		二次空気供給装置の機能		●	
	一酸化炭素等発散防止装置	排気ガス再循環装置の機能		●	
		減速時排気ガス減少装置の機能		●	
		配管の損傷及び取付状態		●	
警音器、窓ふき器、洗净液噴射装置、デフロスタ及び施錠装置		作用		●	
エグゾースト・パイプ 及びマフラ	取付の緩み及び損傷 (※ 2)		●	●	
	マフラの機能			●	
エア・コンプレッサ	エア・タンクの凝水		●	●	
	コンプレッサ、プレッシャ・レギュレータ 及びアンローダ・バルブの機能			●	
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	導管及び継手部のガス漏れ及び損傷		●	●	
	ガス容器取付部の緩み及び損傷			●	
車枠及び車体	非常口の扉の機能		●	●	
	緩み及び損傷		●	●	
	スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷 (※ 3)		●	●	
	スペアタイヤの取付状態 (※ 3)		●	●	
	ツールボックスの取付部の緩み及び損傷 (※ 3)		●	●	
連結装置	カプラの機能及び損傷			●	
	ピントル・フックの摩耗、亀裂及び損傷			●	
座席	座席ベルトの状態 (※ 1)			●	
開扉発射防止装置	機能			●	
その他	シャシ各部の給油脂状態		●	●	

(注) (※ 1) 印の点検は、人の運送の用に供する自動車に限る。

(※ 2) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が3月当たり2,000キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。

(※ 3) 印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

(※ 4) 印の点検は、点火が白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は行わないことができる。

## 2 法第48条第1項第1号に掲げる自動車（被牽引自動車に限る）

点検箇所		点検整備項目	点検時期	
		点検項目	3月毎	12月毎
制動装置	ブレーキ・ペダル	ブレーキの効き具合	●	●
	駐車ブレーキ機構	引きしろ	●	●
		ブレーキの効き具合	●	●
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	●	●
	ブレーキ・チャンバー	ロッドのストローク	●	●
		機能		●
	リレー・エマージェンシ・バルブ	機能		●
	ブレーキ・カム	摩耗		●
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	ドラムとライニングのすき間	●	●
		シューの摺動部分及びライニングの摩耗（※1）	●	●
		ドラムの摩耗及び損傷		●
走行装置	バック・プレート	バック・プレートの状態		●
	ブレーキ・ディスク及びパッド	ディスクとパッドとのすき間（※1）	●	●
		パッドの摩耗（※1）	●	●
		ディスクの摩耗及び損傷		●
	ホイール	タイヤの状態（※1）	●	●
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	●	●
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷（※2）		●
		リム、サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷		●
		ホイール・ベアリングのがた		●
緩衝装置	リーフ・サスペンション	スプリングの損傷	●	●
		取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷		●
	エア・サスペンション	エア漏れ	●	●
		ベローズの損傷（※1）	●	●
		取付部及び連結部の緩み並びに損傷（※1）	●	●
	ショック・アブソーバー	レベリング・バルブの機能		●
装置電気	電気配線	油漏れ及び損傷	●	●
エア・コンプレッサ		接続部の緩み及び損傷	●	●
車体及び車体		エア・タンクの凝水	●	●
連結装置	車体及び車体	緩み及び損傷	●	●
		スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷（※2）	●	●
		スペアタイヤの取付状態（※2）	●	●
		ツールボックスの取付部の緩み及び損傷（※2）	●	●
連結装置	カプラの機能及び損傷			●
		キング・ピン及びルネット・アイの摩耗、亀裂及び損傷		●
その他	シャシ各部の給油脂状態		●	●

(注) (※1) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が3月当たり2,000キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。

(※2) 印の点検は、車両総重量8トン以上の自動車に限る。